

# 高教組速報

長崎高教組 長崎市巾川2丁目2-5 TEL (095) 827-5882

2022年度  
第9号  
2022年11月21日  
文責 佐藤真一郎

第4回確定交渉 11/18

## 県教委の回答に対して高教組「教職員の労苦に報いない薄い内容」と批判

高教組は11月18日、今年度の賃金確定交渉の4回目の交渉を行いました。交渉には、高教組から鍛冶委員長 他執行部5人が参加し、県教委は、高稲教職員課長、初村人事管理監他6人が対応しました。県教委は、高教組との協議を踏まえ、以下のような回答を行いました。

### 県回答

2022年11月18日

#### ①旅行諸費(通信連絡費)の改善について

業務の実態及び在勤地以外の旅行の場合との均衡を踏まえ、在勤地内旅行についても、個人で所有する携帯電話から、公務上の必要により電話をかけ、通信連絡費を要した場合には、職員からの請求に基づき、旅行諸費として一日につき200円を支給することとし、施行時期を令和5年4月1日とするよう人事委員会と協議したい。

#### ②こども看護休暇について

障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳)を所持する子又は特別支援学校(高等部)に在籍する子については、18歳に達する日が属する年度まで取得することができるものとし、実施時期を令和5年1月1日とするよう人事委員会と協議したい。

#### ③勤務時間の適正な把握・管理について

教職員の勤務時間の適正な把握、管理が行われるとともに、超過勤務を縮減するために、県市町教育委員会や校長等管理職研修会等において、指導、徹底を図ってまいりたい。

#### ④健(検)診事業の見直しに向けた検討について

定年引上げに伴う人間ドックの受診対象年齢等の見直しについて検討するため、職員に対して、抽出方式により事業の方向性についてのアンケート調査を行うこととした。

#### ⑤会計年度任用職員(非常勤講師)の報酬支給対象について

県立学校の会計年度任用職員(非常勤講師)の報酬支給対象となる業務内容について整理し、各学校長あて文書にて周知することとした。

賃金面の改善は、人事委員会勧告の通り、ボーナスの0.1月分の上乗せと給与表見直しで、若年層の月給が改善されます。一方、高教組は県教委の回答について質し、以下のような見解を持っています。

①②について ①には「職員からの請求に基づき」という文言がついているものの、②についても新しい回答として「権利面での前進」を果たしたと捉えています。

③について 文部科学省による勤務実態調査が現在行われており、長崎工業全日・小浜・鳴滝通信が調

査対象校となっています。その調査項目には「持ち帰りの仕事時間」が含まれています。このことから、高教組はより具体的に「学校の退校時間が早くなることで、持ち帰りの仕事が増えている傾向がある。出退勤時刻調査に調査対象として組み込み、調査すべきだ。」と主張しました。このことに対して、県教委は「どこまでが本当の持ち帰り仕事なのか。線引きが難しい。調査するつもりはない」と回答しました。

④について 県教委は「福利厚生は共済組合の管轄で、事業の見直しは、高教組自体が共済組合の委員になっている。詳しくは、その会議で決めると聞いている」と答えました。この項目でも、具体的な改善を示さず、労使間の誠意ある対応を基にする交渉の場としては、無責任な回答でした。

⑤について あやふやな業務区分を整理し、通知するのは雇用主が労働者に対して当然行う責務であると考えており、以前にも周知するように要請した内容でした。

③④⑤について 回答として不十分ではあるものの、高教組の主張を一定取り入れていることを確認しました。しかし、その内容は、かつて県教委と高教組が協議を行い、前進させてきた待遇改善の「焼き直し」にすぎず、具体的な進展が明記されないものでした。高教組は「進展が見受けられない、実質的にゼロに等しい」回答として捉え、特に高齢層にとって厳しい「教職員の労苦に報いない内容がうすい回答だ!」と県教委に強く抗議しました。

待遇改善の面では、不十分な県教委の回答を批判しつつ、総合的な観点からは、人事委員会勧告に基づいた給与表見直しにより、賃金面の改善があることから、妥結の可否については執行部として判断する予定です。

### 署名で職場環境改善にご協力を!

2022年度重点要求署名は、多忙な中で教職員の皆様の協力により、2034筆を集約することができました。ありがとうございました。あなたも長崎高教組に加入して、長崎県教委にあなたの声を直接届けませんか。